

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合公印規則

全部改正 平成 14 年 4 月 30 日規則第 2 号

最近改正 平成 27 年 8 月 20 日規則第 1 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、広域連合の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規則において「公印」とは、広域連合の公文書に用いる職印をいう。

## (名称等)

第 3 条 公印の名称、書体、形状、寸法、個数及び様式は、別表のとおりとする。

## (保管責任者)

第 4 条 公印を適正に保管するため、公印ごとに公印保管責任者を置く。

2 前項の責任者は、別表に定めるところによる。

## (台帳登録)

第 5 条 公印は、公印台帳（様式）に登録するものとする。

## (公印の印影の刷り込み等)

第 6 条 別表の使用区分によるもののほか、通知書、証明書その他同一様式の文書を多数印刷し、又は電子計算機その他の機器（以下「電子計算機等」という。）を利用して多数出力する場合その他公印を押印することが困難な場合は、公印の印影を刷り込むこと（電子計算機等を使用して公印の印影を表示することを含む。）ができる。この場合において、当該文書の寸法により、当該印影が別表に定める寸法により難いときは、これを縮小し、又は拡大することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平 14. 6. 27 規則 7）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則（平 14. 8. 26 規則 27）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平 19. 3. 30 規則 8）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 23. 2. 25 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。（抄）

### 附 則（平 24. 11. 21 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平 27. 8. 20 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	様式	保管責任者
北しりべし廃棄物処理 広域連合長印	てん書	正方形	27×27	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合長	広域連合長 事務局長
北しりべし廃棄物処理 広域連合長職務代理者 印	てん書	正方形	21×21	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合長 職務代理者	広域連合長 事務局長
北しりべし廃棄物処理 広域連合事務管理者印	てん書	正方形	21×21	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合事務 管理者印	広域連合長 事務局長
北しりべし廃棄物処理 広域連合事務局長印	てん書	正方形	18×18	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合事務 局長印	広域連合長 事務局長
北しりべし廃棄物処理 広域連合会計管理者印	てん書	正方形	21×21	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合会 計管理者印	会計課長
北しりべし廃棄物処理 広域連合会計管理者職務 代理者印	てん書	正方形	18×18	1個	北しりべし 廃棄物処理 広域連合 会計管理者 職務代理者 印	会計課長

北しりべし廃棄物処理 広域連合出納員印	てん書	正方形	25×25	1 個	連 合 出 納 員 印  棄 物 処 理 広 域  北 し り べ し 廃	会 計 課 長
------------------------	-----	-----	-------	-----	--	---------

様式（第5条関係）

公 印 台 帳

名 称								
書 体	てん書	形 状	正方形	寸 法	mm×	mm	個 数	1 個
保 管 責 任 者								
印 影								